

物干し竿 2本で1,000円のつもりが…!



Q 「竹や～竿だけ～。2本で1,000円、20年前と同じ値段です」とスピーカーで流しながら販売する業者から竿竹を買うか迷っています。この場合、竿竹はクーリング・オフできますか。また、価格が安過ぎるので不安もありますが、何か苦情の例はありますか。

A 自動車に物品が陳列され、消費者が自由に商品を選択できる状態で購入した場合には、店舗での購入と同じく、クーリング・オフの対象とはなりません。

一方で、「2本で1,000円」などの拡声器の呼び掛けを聞いて立ち止まり、その場で呼び掛けていた物以外の(高額な)商品を購入した場合には、特定商取引法の保護対象となるためクーリング・オフが可能です。また、呼び掛けを聞いて業者を自宅に呼んだ場合で、呼び掛けていた物以外の商品を自宅で購入した場合も特定商取引法の保護対象となります。

苦情の多いものとしては「断り切れずに購入して、後でクーリング・オフしようと思ったが、領収書の住所と連絡先が違っていて、業者と連絡が取れない」というものがあります。

そのほかにも「呼び掛けとは別のステンレス製を勧められた」「業者が勝手に竿を切って長さを調節したことを理由に高額請求された」「すぐまれて怖くなって高額な代金を支払い、領収書も無かった」「いつの間にか高額な物干し台までセットで購入させられた」などの例があります。

購入した状況によっては、特定商取引法の対象でなくても、真の価格を告げられずに契約した場合や事実と異なる価格を告げられた場合は、契約の不成立や消費者契約法の不実告知による取り消し、錯誤による無効の主張も可能です。

しかし、移動して販売していることも絡み、最終的に販売業者を特定できないことも多く、一度代金を支払ってしまうと解約や返金などの実質的な被害の回復は困難なのが現状です。購入する際にはくれぐれもご注意ください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

きれいな水を守るために

地球には約14億立方キロメートルの水があるといわれていますが、約97.5%は海水で、残りの2.5%が淡水です。その淡水のうち多くは北極と南極の氷や地下にある水なので、地球上でわたしたちが使える水はわずか0.01%だけです。この貴重な水は、わたしたちの日々の生活が原因で汚れてしまいます。

水が汚れる原因

川や湖にいる微生物や植物は、汚れを分解・吸収し、水をきれいにします。これを川や湖がもつ自然浄化能力といいますが、この能力以上の汚れが流れ込むと水は汚れてしまいます。汚れの原因はいろいろありますが、3分の1はわたしたちの家庭から出る生活排水です。

水が汚れると

水の中の酸素が減り、魚や貝が窒息して生き物が減ってしまいます。また、有害物質で汚れた水や魚・貝を口にすると、人間にも影響が出ます。

水を汚さないためには

わたしたち一人ひとりが汚れの原因となる生活排水をなるべく出さないようにすることが大切です。日常生活をちょっと見直すことが、きれいな水を守ることにつながります。



※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。